

公立学校共済組合京都支部貸付細則

〔 様式については省略しました。様式については、
90ページ以降に掲載の様式一覧を参照してください。 〕

公立学校共済組合京都支部貸付細則

公立学校共済組合京都支部貸付細則（平成2年6月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）第40条第1項の規定により、公立学校共済組合京都支部（以下「支部」という。）の貸付事業の処理に関し、必要な事項を定める。

（貸付けの申込み時期）

第2条 貸付け申込みのできる時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般貸付け 随時
- (1)の2 特別貸付け 随時
- (2) 住宅貸付け 物件の完成又は取得予定日以前
- (3) 住宅災害貸付け 災害が発生した日から1年以内
- (4) 教育貸付け 随時
- (5) 災害貸付け 災害が発生した日から3月以内
- (6) 医療貸付け 治療を開始した日から治癒した日の後1月まで
- (7) 結婚貸付け 婚姻の届出等をしようとする日の前6月以内
ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、婚姻の届出等をした日から6月以内
- (8) 葬祭貸付け 葬祭等により資金が必要となった時
- (9) 高額医療貸付け 診療月から2月以内
- (10) 出産貸付け 出産予定日の前2月（多胎妊娠の場合は前4月）以内又は異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要な時

ただし、上記各号のうち(1)一般貸付け、(1)の2特別貸付け、(4)教育貸付け、(7)結婚貸付け、(8)葬祭貸付けについては、支払日から1月以内の申込みについても認めることとする。

（貸付申込書の添付書類）

第3条 貸付申込書に添付する書類については、次表に掲げるとおりとする。

貸付種別	添 付 書 類
一般貸付け	貸付金額が100万円以上の場合は、必要額が確認できる書類
特別貸付け	貸付金額が100万円以上の場合は、必要額が確認できる書類
住宅貸付け	① 別に定める書類
住宅災害貸付け	② 経歴書（別紙様式細第1号）
住宅又は住宅災害貸付けのうち	① 別に定める書類
介護構造部分に係る貸付け	② 経歴書（別紙様式細第1号） ③ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ④ 介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる書類

教育貸付け	① 入学又は修学の事実を証明することのできる書類 なお、外国の教育機関にあつては、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関であることが証明できる書類 ② 貸付日からおおむね1年以内に必要とする額が確認できる書類
災害貸付け	被災の事実を証明することのできる書類
医療貸付け	医療費を要する事実を証明することのできる書類
結婚貸付け	次の①から③のいずれかの書類及び④の書類 ① 結婚する事実を証明することのできる書類 ② 婚姻後の申込みの場合にあつては、その事実を証明することのできる書類及び婚姻の届出の後に貸付けを必要とする理由の申立書 ③ 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、その事実を証明することのできる書類及びその事実発生の後に貸付けを必要とする理由の申立書 ④ 必要額が確認できる書類
葬祭貸付け	① 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 ② 葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあつては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類 墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあつては、購入をすることを明らかにする書類 ③ 必要額が確認できる書類
高額医療貸付け	保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写し
出産貸付け	① 母子健康手帳の写し（表紙部分） ② 出産予定日の前2か月（多胎妊娠の場合は前4か月）以内の貸付けの場合は、出産予定日まで2か月（多胎妊娠の場合は前4か月）以内であることを証明する書類 ③ 異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要な時の貸付けの場合は、妊娠4か月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し
全貸付種別共通	貸付事業における個人情報に関する同意書 借入状況等申告書（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。） 貸付けの審査に当たり支部長が特に必要と認める書類

（貸付金の交付）

第4条 貸付金の交付については、原則として次のとおりとし、申込人の指定する預金口座に直接送金するものとする。

(1) 住宅貸付け・住宅災害貸付け

提出期限までに貸付け申込みのあった場合は、その翌月以降で最終支払い日の直前の21日（その日が銀行その他の金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日）とする。

(2) 高額医療貸付け・出産貸付け

随時とする。

(3) 前2号以外の貸付け

提出期限までに貸付け申込みのあった場合は、その翌月の21日（その日が銀行その他の金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日）とする。

2 申込人は、あらかじめ銀行等（ゆうちょ銀行を除く。）に申込人名義の預金口座を開設するものとし、貸付け申込みの際に、貸付資金・振込依頼書（別紙様式細第2号）を提出しなければならない。

(完了報告書)

第5条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、新築等が完了したときは、直ちに完了報告書（別紙様式細第3号）に、次表に掲げる貸付事由に応じ、必要書類を添付し提出しなければならない。ただし、貸付金の交付を受けた日から6か月以内に完了報告を提出できない場合は、完了遅延報告書（別紙様式細第4号）を提出するものとする。

申 込 事 由	添 付 書 類
新 築 ・ 増 築 改 築 ・ 移 築	所有権保存登記後の建物の登記事項証明書の原本（登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。） 住民票（写し可）
住宅（土地付き住宅を含む。）の購入	所有権移転登記後の建物及び土地の登記事項証明書の原本 住民票（写し可）
敷 地 の 購 入	所有権移転登記後の登記事項証明書の原本
住宅の修理、敷地の補修、 住宅の10㎡以内の増改築	領収書の写し
住宅又は敷地の借入れ	領収書の写し
他 共 済 へ の 返 済	領収書の写し

(住宅建築義務)

第6条 住宅の敷地のみ購入又は借入れのために住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「敷地貸付け」という。）を申し込むときは、貸付けを受けた日から5年以内に当該敷地に住宅を建築する旨を記載した建築計画に係る誓約書（別紙様式細第5号）を提出しなければならない。

2 敷地貸付けの借受人が、当該敷地に住宅を建築した場合は、住宅建築届（別紙様式細第6号）に、当該住宅の登記事項証明書の原本を添付し、提出しなければならない。

3 敷地貸付けの借受人が、貸付けを受けた日から5年以内に当該敷地に住宅を建築することが困難になったときは、速やかにその旨を支部長に申し出なければならない。この場合支部長は、更に5年に限り建築を猶予することがある。

(償還の猶予)

第7条 貸付規程第17条第1項の規定により、償還の猶予を受けようとする借受人は、償還猶予申出書（別紙様式細第7号）を提出しなければならない。

2 償還猶予の期間は、公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則（平成30年12月28日本部制定。以下「貸付規則」という。）第14条第1項の事由に応じ、同第2項各号に定める期間とする。

3 猶予された償還金は、猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還の場合は、直後の6月又は12月）から猶予された償還回数により均等額で返済するものとする。

4 猶予された償還金は、全部又は一部を繰り上げて返済することができるものとする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、支部長が認めたときは、猶予された償還金は一括して返済することができる。この場合において、一括して返済する償還金は、猶予された償還金を均等額で返済することとしたときの返済期間内に返済するものとする。
- 6 支部長は、償還猶予期間が満了する月に、償還猶予金控除開始通知書（別紙様式細第8号）を借受人に送付するものとする。

（繰上償還）

第8条 貸付規程第16条第1項の規定により、未償還元利金の全部を繰上げて償還しようとする借受人は、全額繰上償還申出書（別紙様式細第9号）を、未償還元利金の一部を繰上げて償還しようとする借受人は、一部繰上償還申出書（別紙様式細第10号）を提出しなければならない。

（書類の提出）

第9条 この細則に規定する提出書類については、京都市内の所属所及び府立学校の組合員にあっては、所属所長を経て支部長に、各支所管内の所属所の組合員にあっては、所属所長を経て当該支所長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する提出書類を受理した当該支所長は、支部長に送付するものとする。

（書類の提出期限）

第10条 貸付申込書の提出期限については、支部長に提出する場合は毎月21日（11・12月は18日）とし、支所長に提出する場合は、毎月16日（11・12月は13日）とする。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日に当たるときはその直前の日とする。

なお、高額医療貸付け及び出産貸付けについては、特に期限は定めない。

- 2 償還猶予申出書、全額繰上償還申出書及び一部繰上償還申出書の提出期限については、支部長に提出する場合は猶予を受けようとする月の前月又は繰上償還を行う月の前月16日（11・12月は13日）とし、支所長に提出する場合は猶予を受けようとする月の前月又は繰上償還を行う月の前月13日（11・12月は10日）までに提出するものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく休日に当たるときはその直前の日とする。

なお、一部繰上償還については、1月及び7月に実施するものとする。

（領収証書の交付）

第11条 貸付規則第21条に規定する領収証書は、当該償還金の払込みに係る金融機関が発行する払込金受取書をもって替えるものとする。

（貸付金償還金内訳書）

第12条 貸付規則第9条第3項に規定する貸付原票については、貸付金償還金内訳書（別紙様式細第11号）をもって替えるものとする。

（実地調査）

第13条 この細則に定めるもののほか、支部長は貸付けの適正を期するため、実地調査を行い、

又は必要書類の提出を求めることができる。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成9年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成10年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成15年1月1日から実施する。
- 2 この改正の適用の日において現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成27年10月1日から適用し、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年1月1日から適用し、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から実施する。